

「人とペットの災害対策ガイドライン」の概要

〔改訂の経緯・目的〕

- 東日本大震災では、災害規模が大きく被災地域が広範にわたったことや、原子力災害という予期せぬ事態の発生により、自治体も避難者もペットの対応に苦慮。このため、自治体などが災害の種類や地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルなどを作成する際の参考となるよう、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年に策定し、自治体に配布。
- 平成28年に発生した熊本地震では、被災自治体等に対する広域支援体制の必要性や受援体制の整備、ペットを連れた被災者への対応の重要性が明らかとなった。熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ガイドラインの内容改訂及び名称変更を行った。

検討委員会での検討

- ◆ 自治体や関連団体等の専門家10名による検討委員会を設け内容を検討
- ◆ 熊本地震の対応自治体や関連団体等に対しヒアリング調査等を実施し、経験等を反映
- ◆ 過去の災害での動物救護の事例を更新

〔人とペットの災害対策ガイドラインの概要〕

□ 総説

災害対応の全般を概観するために、ガイドライン策定の背景や目的、ガイドラインの対象と用語の解説、災害時における基本的な視点、災害時のペット対策に係る法制度の整備状況、平常時と災害時におけるそれぞれの役割（飼い主、自治体、地方獣医師会、民間団体・民間企業等、現地動物救護本部等、（一財）ペット災害対策推進協会、国）を説明。

□ 本編

各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成。自治体等による飼い主への適切な普及啓発を促進するため、平常時と災害発生時に飼い主がとるべき行動を整理し、関係機関と連携しながら自治体等が自ら行う対策を、時系列で記載。

（1）飼い主への普及啓発

- ① 平常時の備え
- ② 災害発生時の行動

（2）自治体等が行う人とペットの災害対策

- ① 平常時
- ② 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）
- ③ 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）
- ④ 避難生活での飼い主支援
- ⑤ ペット災害対策活動の終息の考え方

加えて、災害時のペット支援活動を支えるもの（人材面、支援物資、資金）や、災害への対応で役立つ情報等を参考事項として記載。

□ ポイント

● 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害時の行政支援（公助）は人間の救護が基本。初期には、ペットに対する公的支援は期待できないため、飼い主は自らペットの健康と安全を守る責務を負うことを記載。改めて 飼い主は、災害時においても、避難所等で他の避難者に迷惑をかけないよう適正な飼養管理を行う責務を負うことを記載。

● 自治体等が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が行うペット対策は、被災者である飼い主を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものであることを記載。

● 救護活動の対象となるペットの考え方

災害時に救護対象とするペットの範囲をあらかじめ明確にしておくことの必要性を記載。

● 「同行避難」の考え方の再整理

「同行避難」とは、ペットと共に移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等において人とペットが同居することを意味するものではないことを改めて明確にするとともに、「同行避難」は、飼い主自身の身の安全確保が前提であることを強調。

● 広域支援体制の整備、受援の準備

各自治体や地方獣医師会等が前もって、受援のあり方を検討し、支援の受け入れ条件や環境を整備しておくことが必要であることを記載。

● 現地救護本部の事前立ち上げ

大規模災害時には、平常時に行っていた自治体による動物の保護等が行えなくなることもありえる。そのため、現地動物救護本部の立ち上げについて、自治体や地方獣医師会等において事前に取り決めを行っておくことが重要であることを記載。

(参考)「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(平成25年6月策定)」の概要

〔策定の経緯・目的〕

- 東日本大震災では、事前にペット対策を講じていた自治体があったものの、災害規模が大きく地域が広範にわたったこと、原子力災害が発生したこと等により、自治体も避難者も対応に苦慮。
- 今後、自治体等が災害の種類や地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルなどを作成する際に、ペット対策を検討する際の参考となるようガイドラインを作成。

専門検討会での検討

- ◆ 自治体、日本獣医師会、日本愛玩動物協会等の7名の専門家による検討。
- ◆ 自治体へのアンケート調査の実施、自治体や民間団体の既存マニュアルも参照
- ◆ 過去の災害での動物救護の事例を数多く取り入れて、具体的で実効性ある内容を目指す。

〔ガイドラインの概要〕

□ 基本的考え方

- 飼い主の責任によるペットとの「同行避難」を原則とする。
- その上で、個人での対応には限界がある場合に備え、被災者が安心・安全に避難するために、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制の整備が重要。

□ 平常時及び災害時における飼い主と関係機関等の役割

- 飼い主の役割（動物愛護だけでなく、放浪動物による人への危害防止の観点等からの同行避難の実施と、避難所でペットを飼養する場合の他者への特別な配慮・平常時からの備え等）
- 自治体、地方獣医師会、民間団体・企業、現地動物救護本部※、国等の役割。
※自治体、地方獣医師会等が任意に設立する動物救護活動を実施するための協働組織

□ 災害時に備えた平常時の対策、体制の整備

- 平常時から飼い主が取っておくべき対策等の普及啓発
- 自治体における避難所や仮設住宅でのペットの受入れ配慮
検討項目：地域防災計画へのペット受入れに関する記載／施設の設置者・管理者との調整／必要な支援物資の備蓄方法等
- 動物救護体制の整備、救護施設の設置に係る検討

□ 災害発生時の動物救護対策

- 災害が発生した際の初動対応
- 避難所や仮設住宅でのペットの飼育
避難所でのペットの飼養方法の決定／ペットの適正飼養の指導／動物相談窓口の設置・運営／必要な物資の支援／ボランティアの受け入れ・配置・役割分担／獣医師によるペットの健康チェック
- 保護が必要な動物への対応
（負傷動物・放浪動物の保護等、飼い主からの一時預かり、飼い主への返還、譲渡）
- 動物救護施設の設置と運営管理（施設の設置、体制整備、動物の飼育管理・健康管理等）
- 情報の提供（避難住民に対する啓発活動、保護動物や動物救護活動に係る情報提供）
- 動物救護活動の終息時期の考え方

□ 動物救護対策を支えるもの

- 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携
- 必要な物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布
- 資金の確保、義捐金の募集・配布

〔期待される地方自治体による被災ペットの救護対策の取組〕

- ✓ 動物愛護管理基本指針に基づき、災害時のペットとの同行避難、避難時の動物の飼養管理や放浪動物等の救護等における対応を、都道府県が「動物愛護管理推進計画」に記載。
- ✓ 動物愛護管理行政を所管する都道府県、政令市及び中核市において、特定動物の逸走対策、家庭動物との同行避難、避難所での家庭動物の受入れ等、災害時の愛玩動物の保護等に関して地域防災計画に記載。
- ✓ 講習会等での普及啓発や、自治体と民間団体が連携したペットとの同行避難訓練が行われるなど、地域の実情に応じた取組を実施。